# 平成30年 第1回

# 仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成30年5月24日(木)

閉 会 平成30年5月24日(木)

仁 木 町 議 会

### 平成30年第1回仁木町議会臨時会議事日程

◆日 時 平成30年5月24日(木曜日)午前10時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 行政報告

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)

日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について

平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)

日程第8 承認第3号 専決処分事項の承認について

平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)

日程第9 承認第4号 専決処分事項の承認について

平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)

日程第10 承認第5号 専決処分事項の承認について

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について(専決第1号)

日程第11 議案第1号 財産(動産)の取得について

日程第12 議案第2号 財産(動産)の取得について

日程第13 議案第3号 仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

### 平成30年第1回仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成30年5月24日(木) 午前10時30分

閉会 平成30年5月24日(木) 午後 0時44分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智恵子

### 出席議員(9名)

1 番 佐藤秀教 2 番 嶋田 茂 3 番 住吉英子

4 番 野崎明廣 5 番 宮本幹夫 6 番 林 正一

7 番 水田 正 8 番 上村智恵子 9 番 横関一雄

### 欠席議員(0名)

なし

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

嶋井

町 佐 藤 聖一郎 ほけん課長 岩佐弘樹 長 副 町 長 林 幸 産 業 課 鹿内力三 治 長

教育長角谷義幸産業課参事四十坊供之

総務課長新見信建設課長可児卓倫

財政課長渡辺吉洋教育次長岩井秋男

会計管理者 伊藤利文 農業委員会事務局長 泉谷 享

選挙管理委員会書記長

(新 見

信)

住民課長 川北 享 監査委員 原田 修

康夫

### 議会事務局職員出席者

画

課

企

事務局長 浜野 崇

長

総務議事係主事 干場雅矢

### 開 会 午前10時30分

○議長(横関一雄) おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。 定足数に達していますので、只今から、平成30年第1回仁木町議会臨時会を開会します。 これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(横関一雄)日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・佐藤議員及び4番・野崎議員を指名します。

### 日程第 2 議会運営委員長報告

〇議長(横関一雄)日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。 本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長(住吉英子)皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。

本臨時会を開催するにあたり、本日 5 月24日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本臨時会には、承認 5 件、議案 3 件 の合計 8 件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第9の専決処分・補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10の専決処分・条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第11及び第12の財産取得については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第13の計画変更については、即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日、5月24日木曜日。会期は、開会が5月24日、閉会が5月24日の1日限りといたします。

最後に、その他事項として、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

〇議長(横関一雄)委員長の報告が終わりました。委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

### 日程第3 会期の決定

○議長(横関一雄)日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日5月24日の1日限りにし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日、5月24日の1日限りとすることに決定しました。

### 日程第4 諸般の報告

○議長(横関一雄)日程第4『諸般の報告』を行います。

はじめに、本臨時会に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から例月出納検査報告書、平成30年度第1回及び第2回が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、平成30年第1回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。

4月に入り、町内の各小中学校では入学式が行われ、出席をしてまいりました。私の代理として、銀山小学校の入学式に出席いただきました、上村副議長、また、議員各位に、この場をお借りしてお礼申し上げます。

5月8日には倶知安町の第一会館において、後志総合開発期成会の定期総会が開催され、出席をしてまいりました。定期総会では、平成29年度の事業報告及び決算、並びに平成30年度の事業計画及び予算を承認し、国及び北海道に向けた平成31年度要望に対する事業・事項等を審議し、「豊かで活力ある農山村地域の形成」、「安心でゆとりある保健・福祉・教育の振興」など、7分野62項目123事業・事項について「後志地域からの提言と要望」として決定してまいりました。また、先日22日には小樽・後志段階要望を実施し、明日25日には北海道庁及び管内選出の道議会議員へ、来月1日には中央段階における各関係省庁へと要望運動を実施する予定となっております。

続いて、5月14日から16日までの日程で、総務経済常任委員会の研修視察にオブザーバーとして参加してまいりました。今年度は十勝管内の清水町、中札内村、幕別町、更別村の4町村を訪問し、先進的な取組を学んでまいりました。1か所目の清水町では、世代間交流事業についての研修を行いました。同町では、住民同士の交流の希薄化により孤独死や閉じこもりによる身体や認知能力の低下といった問題を少しでも減らすため、人が気軽に集まれる場所(交流サロン)を設置し、世代間交流事業に取り組んでいました。高齢者や障害者、子どもなど、誰でも参加できるサロンの設置は、高齢者比率が40%を超えている本町にとっても大変参考になる内容でした。2か所目の中札内村では、定住促進事業についての研修を行いました。同村では帯広市のベットタウンという地理的条件を最大限に生かし、移住・定住を促進するため様々な事業に取り組んでいました。中でもスーパーや小中学校に近い立地を区画整理し、村が積極的に宅地分譲を行うなど多くの参考事例を学んでまいりました。3か所目の幕別町では、地域公共交通についての研修を行いました。十勝管内の町村では地域公共交通事業へ積極的に取り組んでいますが、その中でも幕別町は特に力を入れており、コミュニティバスの導入はもちろんですが、予約制乗り合いタクシー事業も実施しておりました。10月から町営予約制バスの本格運行を予定している本町にとって、貴重なご意見をいただき大変参考となる研修となりました。4か所目の更別村では、子育て支援についての研修を行いました。同村では、子ども子育て応援宣言を行い、村の宝である子どもたちが健やかにそして心豊かに成

長するためには、地域ぐるみで子どもを守り育てることが重要であるとの考えから、様々な方が応援宣言を行っているとのことでした。宣言の中には、元気に挨拶をするといったものや子育てに関する活動に積極的に参加するなど、様々の宣言をされていましたが、いずれにしても、地域住民の皆さんが、子育てをしているしていないにかかわらず、自分たちで子どもを育てるという理念に感銘を受けました。

議長の活動報告は以上でありますが、詳細につきましては、事務局に復命書を提出をしておりますので、 必要な方は後程ご高覧願います。

本日の臨時会は、新年度を迎えてからの最初の議会となります。4月から新たに北海道から派遣職員として、四十坊参事が産業課に配属され、本日説明員として出席されております。四十坊参事には、少しでも早く町行政の所掌事務・業務を通暁され、大いに活躍されますことをご期待申し上げ、私の諸般の報告といたします。

### 日程第5 行政報告

○議長(横関一雄)日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)平成30年第1回仁木町議会臨時会が開催されるにあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成30年第1回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、上村副議長はじめ、議員各位におかれましては、公私共にご多忙のところ、ご参集を賜り衷心より厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、新年度に入りましてから早2か月が経とうとしております。この間学校行事や各組織団体の総会が続き、皆さま方におかれましてはご多忙な日々を過ごされていることかと拝察いたします。今、組織団体が抱えている共通課題として、人口急減や超高齢化のあおりを受け構成員の減少が進み、このような社会情勢の影響等により、組織として機能性が弱体化していく団体が増加傾向にあると言われております。そのような厳しい中にあっても、仁木町観光協会はこれまで各団体で構成されていた組織から、会員制による組織にするために、仁木町観光協会新組織準備会を立ち上げ、何度も協議を重ねてきた結果、先般、解散総代会を開き、その後、新体制組織に向けて設立総会を開催したところであります。私も挨拶の場面で、「今日が仁木町観光協会の自立する第一歩の日として捉え、今後の取組に大いに期待している」と述べさせていただきました。これまで成立していた組織も目的意識が薄まると当然立ち行かなくなります。目的があっても共有する者がいなければ組織としての力は発揮できません。どのような社会情勢の中にあっても明確なビジョンを共有する者が集えば大きな力に生まれ変わると信じ、今後も町の発展という目的に向かって、地域住民共々歩みを進めていかなければならないと、様々な総会に出席して改めて感じたところであります。

さて、本臨時会には住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認5件、議案3件、計8件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、平成30年第1回仁木町議会臨時会開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、社会福祉法人後志報恩会のグループホーム建設について申し上げます。本年3月9日開会の平成30年第1回仁木町議会定例会において、西町1丁目66番地1の町有地を社会福祉法人後志報恩会に対し賃貸することとして、行政報告を行ったところでありますが、この度、5月22日に当該町有地においてグループホーム「ふきのとう」新築工事地鎮祭が行われ、林副町長が代理出席してまいりました。町では5月7日付けで当該町有地3914.27㎡のうち、1504.76㎡を貸付し、30年間の賃貸契約を締結したところであります。新たに建設される建物は町内にある施設を集約し、11名が入居可能なグループホームを建設するもので、本年10月に完成する予定となっております。このことにより、利用者の安全が確保されることはもとより、これまで各グループホームが地域の住民等で育んできたノーマライゼーションが推進し、地域福祉の発展にも寄与するものと期待しております。

次に、JA新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設の竣工について申し上げます。新おたる農業協同組合が昨年6月から新築工事を実施し、本年3月に完成しましたミニトマト集出荷貯蔵施設は、4月27日に竣工式が行われ、私をはじめ関係職員が出席してまいりました。本町のミニトマトは道内第一位の作付け、生産量を誇る国内においても有数のミニトマト産地を築き、地域の振興を牽引する重要な品目となっており、本施設の完成によりミニトマト生産において大きなウエイトを占めている出荷・選別作業が大幅に軽減されることは、ミニトマト生産の振興に大きく寄与するものと考えております。本施設につきましては、7月に供用を開始するとのことであり、すべての生産者が連携を深め、本施設の機能を最大限に活用していただき、より一層信頼されるトマト産地としての価値を高めていくことを期待しております。また、ミニトマトの生産振興につきましては、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基幹プロジェクトの一つであることから、町といたしましても新おたる農業協同組合と連携を図り、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、株式会社もりもとによる仁木町産ミニトマトを原料としたトマトゼリーの販売開始について申し上げます。菓子製造販売の株式会社もりもとが4月26日に主力製品であるトマトゼリーの原料を全量仁木町産とした新商品の試食発表会を行い、私をはじめ関係職員が出席してまいりました。株式会社もりもととは、平成26年サクランボ「水門」を原料とした商品開発での連携に始まり、平成28年6月には包括連携協定を締結するなど、より結びつきを強め、本町産の農産物の新たな可能性の探求による商品開発を更に進めていただいてきたほか、教育委員会とも連携し、パティシエによるスイーツ教室の開催といった食育活動などにもご協力いただいております。ミニトマトについては新施設の稼動により更に生産拡大が見込まれますが、加工品による全国への通年供給にも取り組むことにより、本町のすぐれた農産物をPRし、今後の6次産業化や観光振興などの更なる展開へつなげてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税について申し上げます。ふるさと納税につきましては、地元特産品のPRや地元事業者の活性化を目的に、ふるさと納税特産品贈呈事業を実施しており、平成28年度から町内事業者に返礼業務を委託しております。昨年度のふるさと納税寄附金は6547万2008円、基金積立金で1886万9555円を基金に積み立てることができましたが、平成28年度の実績と比較しますと寄附額で1741万2498円、積立額で1298万4975円の減少となっております。積立金が減少した主な要因として納税者の要望を踏まえ、平成28年度から翌年度分のサクランボなどの受付を前倒しで行っていることに伴い、平成28年度寄附受付分の返礼品代金を平成29年度に支出したことなどが考えられます。本年度につきましては、納税者の確保に向けて、仁木町産米の定期配送など提供方法の見直しを行う他、新たにサクランボの試食イベントを開催する

など、PR活動を強化することとしております。

行政報告は以上でありますが、別途お手元には、議案第1号及び議案第2号関連の入札結果一覧表を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(横関一雄)佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長(角谷義幸) 改めましておはようございます。

行政報告の前に、4月に行われました町内の小中学校の入学式に対しまして、横関議長、上村副議長、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご臨席を賜りまして、誠にありがとうございました。この場をお借りし厚くお礼申し上げます。

では、平成30年第1回仁木町議会臨時会における教育行政報告を申し上げます。

はじめに、学童用ヘルメット及び防犯ブザーの寄贈について申し上げます。この度、社会貢献事業の一環として、仁木建設協会 仁木 洋 会長から、町内小学校の新1年生及び転入生に対しまして、学童用ヘルメット22個(仁木小学校22個)、仁木町防犯協会 細川 勇 会長から、町内小学校の新1年生に対しまして防犯ブザー25個(仁木小20個、銀山小5個)をそれぞれ寄贈いただきました。仁木建設協会からの学童用ヘルメットにつきましては、児童の交通安全や事故防止の一環として、新1年生と転入生に対しまして、平成24年度から寄贈いただいております。また、仁木町防犯協会からの防犯ブザーにつきましては、防犯活動の一環として、新1年生に対しまして、平成25年度から寄贈いただいております。心暖まる善意に保護者をはじめ学校関係者及び教育委員会といたしましても、深く感謝しているところであります。

次に、平成30年度全国学力・学習状況調査について申し上げます。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象とした文部科学省による全国学力・学習状況調査が4月17日に実施され、本町におきましては、小学校で2校24名(仁木19名、銀山5名)、中学校で2校29名(仁木21名、銀山8名)が参加いたしました。本調査は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証することにより、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として実施しております。調査科目につきましては、3年に一度の理科が加わり、小学校は国語・算数・理科、中学校は国語・数学・理科となっております。主な出題の傾向につきましては、小学校の国語では日常的な会話などから読解力を問う問題。算数では、基礎計算の問題や立法体から解く空間認識力の問題、理科では動物の体の仕組みの問題や実験器具の操作方法の問題となっており、中学校の国語では、日常生活に即した場面から伝えたいことを読み解く問題、数学では図形の角度を問う問題や関数を活用する問題、理科では光の屈折を考える問題や天気図を読み解く問題となっております。今後、調査結果が文部科学省から公表され次第、その結果を教育指導方法等の工夫改善に活用してまいります。

最後に、第27回小樽地区小学生バドミントン大会兼第19回北海道小学生ABCバドミントン南北海道大会予選会の結果について申し上げます。5月3日、小樽市総合体育館において、第27回小樽地区小学生バドミントン大会兼第19回北海道小学生ABCバドミントン南北海道大会予選会が開催され、本町からは昨年新たに決団された仁木バドミントン少年団の9名が出場いたしました。本大会は、小樽・後志の小学生を対象とし、1・2年生、3・4年生、及び5・6年生の3階級を男女別に個人戦のみで競い合い、1・2年生は上位4名までの選手に、3・4年生及び5・6年生は上位6名までの選手に全道大会への出場資

格が与えられます。結果は、1・2年生男子の部で銀山小学校2年生の小野文慈さんが優勝、1・2年生女子の部で銀山小学校2年生の斉藤季生さんが準優勝。3・4年生女子の部で銀山小学校3年生の山下楓夏さんがベスト6となり、6月23日と24日の2日間、函館市、函館アリーナで行われる第19回北海道小学生ABCバドミントン南北海道大会兼第19回全国小学生ABCバドミントン大会南北海道予選会への出場が決定いたしました。大会中は、すべての選手が最後まで集中力が途切れず、あきらめない心を持ち続けているプレーが随所に見受けられ、これも日々の厳しい練習の中で培った成果であると受けとめております。また、選手たち自身の頑張りはもちろんのこと、それを支える指導者や保護者の皆様の熱意が成績に表れたものと考えており、関係各位に対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。

結びに、仁木バドミントン少年団の更なる活躍をご期待申し上げ、平成30年第1回仁木町議会臨時会教育行政報告といたします。

○議長(横関一雄)角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

### 日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)

〇議長(横関一雄)日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) それでは、承認第1号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同 法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成30年5月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。 記といたしまして、平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)となってございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月30日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)。平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4860万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8834万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年3月30日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(横関一雄)渡辺財政課長。

〇財政課長(渡辺吉洋)承認第1号、平成29年度一般会計補正予算(専決第2号)について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましては、平成30年3月30日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款. 町税から2ページの20款. 諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計4860万3000円を減額し、補正後の歳入合計額を37億8834万円とするものでございます。

次に、3ページをお開き願います。歳出でございます。1款.議会費から4ページの14款.予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計4860万3000円を減額し、補正後の歳出合計額を37億8834万円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から21款. 町債まですべての科目を載せたものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。歳出でございます。1款.議会費から14款.予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳ですが、国道支出金は2397万1000円の減、その他財源は389万1000円の減、一般財源は2074万1000円の減となってございます。

次に、7ページをお開き願います。歳入でございます。1款.町税、1項.町民税、1目.個人につきましては、収入見込みにより367万1000円の追加、2目.法人につきましても、収入見込みにより110万3000円を追加するものでございます。2項.1目.固定資産税につきましても、収入見込みにより34万8000円を追加するものでございます。3項.1目.軽自動車税につきましても、収入見込みにより6000円を追加するものでございます。4項.1目.市町村たばこ税につきましては、収入見込みにより18万8000円を減額するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。2款.地方譲与税、1項.1目.地方揮発油譲与税につきましては、額の確定により5万9000円の減額。2項.1目.自動車重量譲与税につきましても、額の確定により131万9000円の追加でございます。

次に、9ページをお開き願います。3款、1項、1目、利子割交付金につきましては、額の確定により 21万2000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。4款.1項.1目.配当割交付金につきましても、額の確定により3万9000円の追加でございます。

次に、11ページをお開き願います。5 款. 1 項. 1 目. 株式等譲渡所得割交付金につきましても、額の確定により15万9000円の追加でございます。

12ページをお開き願います。6款.1項.1目.地方消費税交付金につきましても、額の確定により178万1000円の追加でございます。

13ページをお開き願います。7款、1項、1目、ゴルフ場利用税交付金につきましても、額の確定により15万3000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。8款.1項.1目.自動車取得税交付金につきましても、額の確定により345万1000円を追加するものでございます。

15ページをお開き願います。10款.1項.1目.地方交付税につきましても、特別交付税の増額分として2780万1000円を追加するものでございます。

次に、16ページになります。11款. 1項. 1目. 交通安全対策特別交付金につきましても、額の確定により15万1000円の減額でございます。

17ページをお開き願います。12款. 分担金及び負担金、1項. 負担金につきましては、それぞれ収入実

績により2目. 衛生費負担金が4万6000円の減額、3目. 農林水産業費負担金が49万9000円の追加でございます。

18ページをお開き願います。13款.使用料及び手数料、1項.使用料、1目.総務使用料につきましては、それぞれの使用実績により4000円の減額、2目.民生使用料につきましては、それぞれの保育所の入所児童の増減により28万4000円の追加、3目.衛生使用料につきましては、それぞれの使用料収入の収入実績により9万1000円の減額でございます。

19ページをお開き願います。4目.土木使用料につきましては、それぞれの収入実績により41万3000円の減額、5目.教育使用料につきましては、収入実績により11万2000円の減額でございます。2項.手数料、1目.総務手数料につきましてもそれぞれの収入実績の増減により9万8000円を追加するものでございます。

20ページをお開き願います。2目. 衛生手数料につきましては、収入実績により80万6000円の減額、3目. 農業手数料につきましては収入実績により2000円を追加するものでございます。

21ページをお開き願います。14款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金等の実績に伴う額の確定により1154万3000円の減額でございます。2項. 国庫補助金、1目. 総務費国庫補助金につきましては、それぞれ実績に伴う額の確定により57万9000円の減額、2目. 民生費国庫補助金につきましても、地域生活支援事業費等補助金等の実績に伴う額の確定により83万9000円を減額するものでございます。

22ページをお開き願います。3目.衛生費国庫補助金につきましては、額の確定により9万9000円の減額、5目.土木費国庫補助金につきましても額の確定により14万7000円の減額、6目.教育費国庫補助金につきましては、交付実績に基づき8万4000円の減額でございます。3項.委託金、2目.民生費委託金につきましては、各事業の実績に伴い13万7000円の追加でございます。

次に、23ページをお開き願います。15款. 道支出金、1項. 道負担金、1目. 民生費道負担金につきましては、それぞれ額の確定により416万7000円の減額でございます。2項. 道補助金、2目. 民生費道補助金につきましては、重度心身障害者医療費補助金などの確定により393万4000円の減額でございます。

24ページをお開き願います。中段の3目.衛生費道補助金につきましても額の確定により2万1000円の減額、4目.農林水産業費道補助金につきましてもそれぞれ額の確定により274万8000円の減額、10目.教育費道補助金につきましては、目を新設し、社会参加促進事業補助金6万8000円の追加でございます。

次に、25ページになります。 3 項. 道委託金、1 目. 総務費委託金につきましては、交付実績により 2 万1000円の減額でございます。 2 目. 農林水産業費委託金につきましては、交付実績により3000円の追加、5 目. 民生費委託金につきましては、目を新設し、地域児童福祉事業等調査委託金3000円の追加でございます。

26ページをお開き願います。16款.財産収入、1項.財産運用収入、1目.財産貸付収入につきましては、建物貸付収入などの収入実績により30万3000円の減額でございます。2項.財産売払収入、1目.不動産売払収入につきましては323万円の追加、物品売払収入につきましては収入がありませんでしたので、全額を減額し廃目とするものでございます。

27ページをお開き願います。17款. 1項. 寄附金、1目. 一般寄附金につきましては、一般寄附金とふるさと納税寄附金合わせて17万4000円の減額でございます。

28ページをお開き願います。18款. 繰入金、1項. 基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金につきましては、繰り入れを行わなかったため6037万7000円を減額し廃目としてございます。2目. ふるさと振興基金繰入金につきましては、まち・ひと・しごと総合戦略などの地域振興事業に同基金を活用しましたが、各事業の実績に伴い436万3000円の減額でございます。

次に、29ページになります。20款. 諸収入、1項. 延滞金、加算金及び過料、1目. 延滞金につきましては3万9000円の追加、加算金と過料につきましては収入がなかったため廃目としております。町預金利子につきましても一時運用の利子がなかったため1000円を減額し廃項としております。3項. 1目. 貸付金元利収入につきましては、奨学金返還金の実績により10万2000円の減額でございます。4項. 受託事業収入、1目. 教育費受託収入につきましては、学校給食受託収入の精算により5万4000円の追加でございます。

次に、30ページをお開き願います。2目.後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、収入実績により5万2000円の減額、3目.地域支援事業受託収入につきましても収入実績に伴い49万7000円の減額でございます。5項.雑入、滞納処分費、弁償金、違約金及び延納利息につきましては、収入がなかったためそれぞれ1000円を減額し廃目としております。4目.雑入につきましては、臨時的任用職員等社会保険料8万6000円の減額をはじめとして、32ページまで、それぞれ収入見込み又は、額の確定による増減により200万2000円を減額するものでございます。6目.介護保険収入につきましては、介護予防サービス計画の作成件数の増に伴い80万4000円の追加、7目.過年度収入につきましては、障害児入所給付費等負担金等の確定に伴い37万2000円の追加でございます。

35ページをお開き願います。歳出でございます。1款.1項.1目.議会費につきましては、議会運営 経費等に係る執行残で45万7000円を減額するものでございます。

次に、37ページをお開き願います。 2 款. 総務費、1 項. 総務管理費、1 目. 一般管理費につきましては、委員報酬をはじめとしてすべて執行残で419万5000円の減額でございます。

次に、39ページをお開き願います。2目.交通安全推進費につきましても修繕費をはじめとしてすべて 執行残で28万3000円の減額でございます。3目.文書広報費につきましても、消耗品費をはじめとしてす べて執行残67万3000円の減額でございます。

40ページをお開き願います。4目.財産管理費につきましては、賃金をはじめとしてすべて執行残で356万9000円の減額でございます。

次に、42ページになります。5目.企画費につきましても、地域公共交通活性化協議会負担金などの執行残264万2000円の減額でございます。9目.ふるさとづくり事業費につきましては、一般寄附金21万2000円とふるさと納税寄附金から特産品贈呈事業経費を除き、現予算との差額分285万3000円を合わせて306万5000円をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。

次に、43ページになります。 2 項. 徴税費、1 目. 税務総務費につきましては、共済費負担金、町税還付金の執行残で40万9000円の減額でございます。 2 目. 賦課徴収費につきましては、財源内訳の変更でございます。 3 項. 1 目. 戸籍住民登録費につきましても修繕費等の執行残で11万円の減額でございます。 4 項. 選挙費、3 目. 衆議院議員選挙費につきましては、財源内訳の変更でございます。

44ページをお開き願います。 5 項. 統計調査費、3 目. 工業統計調査費、4 目. 就業構造基本調査費、5 目. 商業統計調査費、6 目. 住宅統計調査費につきましては、財源内訳の変更でございます。 6 項. 1

目. 監査委員費4万5000円の減額につきましては執行残によるものでございます。

次に、46ページをお開き願います。3款.民生費、1項.社会福祉費、1目.社会福祉総務費につきましては、臨時職員の人件費、ぬくもり灯油助成事業などの執行残で102万2000円の減額でございます。

次に、47ページになります。2目. 老人福祉費につきましては、報償費をはじめとして、49ページまで、 すべて執行残で587万5000円の減額でございます。

次に、50ページをお開き願います。中段の3目.老人福祉施設等につきましても執行残12万円の減額でございます。4目.心身障害者特別対策費につきましてもすべて執行残で1784万5000円の減額でございます。

52ページをお開き願います。5目. 国民年金事務費につきましても執行残6万2000円の減額でございます。6目. 後期高齢者医療費につきましては、短期人間ドック委託料などの執行残で32万1000円の減額でございます。

53ページになります。2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費につきましては、臨時的任用職員賃金をはじめとして、一時預かり事業委託料、児童手当給付費などの執行残484万2000円の減額でございます。次に、55ページをお開き願います。下段、2目. 乳幼児等医療費につきましては、乳幼児等医療給付事業に係る執行残95万2000円の減額でございます。3目. 母子福祉費につきましても、ひとり親家庭等医療扶助費などの執行残70万7000円の減額でございます。

次に、56ページをお開き願います。4目、保育所費につきましては、保育所の指定管理料の執行残5万8000円の減額でございます。災害救助費につきましては、執行がありませんでしたので8万円全額を減額し廃項としております。

57ページをお開き願います。4款.衛生費、1項.保健衛生費、1目.保健衛生総務費につきましては、 妊婦検診委託料が13万8000円の追加、国民健康保険特別会計繰出金が2万4000円の追加、それ以外はすべ て執行残で合計99万9000円の減額でございます。2目.老人保健推進費につきましては、健康診査委託料 などの執行残102万9000円の減額でございます。

次に、58ページをお開き願います。3目.予防費につきましては、予防接種委託料などの執行残237万7000 円の減額でございます。4目.環境衛生費につきましては、ごみ処理場の管理経費などの執行残542万4000 円の減額でございます。

次に、63ページをお開き願います。5目.上水道費につきましては、簡水特会の歳出の減、及び歳入の 増に伴い繰出金を924万円減額するものでございます。

次に、64ページをお開き願います。6款.農林水産業費、1項.農業費、1目.農業委員会費につきましては、執行残5万3000円の減額でございます。2目.農業総務費につきましては、財源内訳の変更でございます。3目.農業振興費につきましては、ワインツーリズム振興事業、農業振興補助金などの執行残476万6000円の減額でございます。

65ページをお開き願います。農用地開発事業費につきましては、国営土地改良施設維持管理負担金などの執行残60万6000円を減額するものでございます。

66ページになります。6目. 農道整備事業費につきましては、執行残2万1000円の減額でございます。7目. 農用地再編開発事業費につきましては、農村公園フルーツパークにきの管理運営経費の執行残20万円の減額でございます。2項. 林業費、1目. 林業総務費につきましては、未来につなぐ森づくり推進事

業などの執行残206万7000円の減額でございます。

68ページになります。7款.1項.商工費、2目.商工振興費につきましては、ふるさと納税特産品贈 呈業務の委託料などの執行残で335万2000円の減額でございます。

69ページになります。8款. 土木費、1項. 土木管理費、1目. 土木総務費につきましては、果実とやすらぎの里公園管理経費の執行残17万2000円の減額でございます。2目. 土木機械管理費につきましては、財源内訳の変更でございます。2項. 道路橋りょう費、1目. 道路橋りょう総務費につきましては、執行残13万円の減額でございます。2目. 道路維持費につきましては、除雪対策経費の執行残997万5000円の減額でございます。

次に、70ページになります。 3 項. 河川費、1 目. 河川総務費につきましては、河川維持管理経費の執行残482万7000円の減額でございます。

次に、71ページになります。 4 項. 住宅費、1 目. 住宅管理費につきましては、町営住宅維持作業賃金等の執行残32万3000円の減額でございます。

73ページをお開き願います。 9 款. 1 項. 消防費、3 目. 災害対策費につきましても、防災行政無線管理経費の執行残60万3000円の減額でございます。

次に、74ページになります。10款.教育費、1項.教育総務費、2目.事務局費につきましては、高等学校生徒通学費等補助金などの執行残で191万8000円の減額でございます。

次に、75ページになります。 2 項. 小学校費、1目. 学校管理費につきましては、小学校特別支援教育等事業経費等の執行残で22万6000円の減額でございます。 2 目. 教育振興費につきましては、就学援助・特別支援教育就学奨励事務経費の執行残15万2000円の減額でございます。 3 項. 中学校費、1目. 学校管理費につきましては、中学校特別支援教育等事業経費などの執行残61万2000円の減額でございます。

76ページをお開き願います。4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費につきましては、執行残24万3000 円の減額でございます。

次に、77ページになります。3目. 学校給食費につきましては光熱水費に不足が生じましたので44万1000円の追加、その他は執行残で計10万4000円の減額でございます。

78ページをお開き願います。4目.スキー場管理費につきましては、執行残10万円の減額でございます。79ページをお開き願います。12款.1項.公債費、1目.元金につきましては財源内訳の変更、2目.利子につきましては、長期債償還利子が執行残、一時借入金利子につきましては借り入れがありませんでしたので合わせて86万2000円の減額でございます。

次に、80ページをお開き願います。13款. 諸支出金、1項. 基金費、3目. 土地開発基金費につきましては、土地開発基金の土地貸付による使用料分29万3000円を追加し積み立てるものでございます。4目. 公共施設等整備基金費につきましては4347万6000円の追加でございます。

次に、81ページになります。14款. 1項. 1目. 予備費につきましては、執行残99万7000円の減額でございます。83ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

### ○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。1番・佐藤議員。

### ○1番(佐藤秀教) 1番・佐藤。

それでは、予算書の27ページ、ふるさと納税の寄附金の関係でちょっとお伺いしたいんですが、先ほど

寄附金等の内容につきましては、先ほどの行政報告でも報告がございましたけれども、この制度自体、賛否両論あるかと思いますけれども、私はうちの町は自主財源も非常に少ないということで、これは財源確保という意味では非常に有効的で効果的であると思っておりますけれども、どんどん効果的に活用するべきではないかというふうに私は思っておりますけれども、特に上士幌町、ここは道内でもトップクラスの寄附の受入額を誇っておりますけれども、ここでは子育て少子対策基金というものに積み立てて、様々な子育て支援に活用しているということで、近年若い世代の転入が増えているという状況を聞いてございます。それで、町長はこの制度に対しましてどのようなお考えなのかお尋ねしたいと思います。そして、今後の対応、取組につきましても、先ほど行政報告の中で触れておりましたけれども、もう少し具体的にご説明を願いたいと思います。

- ○議長(横関一雄)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今の佐藤議員の質問にお答えいたします。

ふるさと納税の寄附額は、先ほども申し上げましたけれども6547万2088円でありまして、前年度対比で約2割、前々年度比で約4割減少している傾向にあります。減少の要因といたしましては、被災地など全国的にふるさと納税に取り組む自治体の増加による競合の結果、減少していることなどが考えられましてですね、後志管内の他の自治体においても同様の傾向が見られているところでございます。全国の寄附者の皆様からいただきました寄附金につきましては、ふるさと振興基金に積み立てて、平成30年度も町政に必要な定住促進事業や医療費助成事業などに充当し活用しておりまして、町の特産品のPRやブランド化につなげるだけではなくて、財源の確保といたしましても大変重要な事業と考えております。今年度においては寄附状況の改善を図るための新たな取組を行う予定でありますが、今後、これらの実施状況も検証してですね、競合する環境に耐えうるものとしていくためにも、運営方法などを抜本的に見直すこともですね、含めて検討を進めてまいりたいなというふうに考えている次第でございます。また、今後の対応についてはですね、担当の者より説明させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(横関一雄)四十坊産業課参事。
- 〇産業課参事(四十坊供之)ふるさと納税に関しての今年度の対応についてでございますが、平成30年度から、寄附者拡大に向け新たに特産品の試食イベントの開催など、PR活動を強化する他、特産品を代表するサクランボ等の果物の返礼期間が終了した後においても、通年で寄附者を獲得できるよう複数月にわたるお米の定期配送など、新たな取組を実施することにより、寄附者の獲得に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。
- ○議長(横関一雄) 1番・佐藤議員。
- ○1番(佐藤秀教) 今の内容で承知したところでございますけれども、いずれにしましても、これは財源確保という意味では非常に有効的なものかと思っていますので、今年度もぜひ積極的に取り組んでほしいと思います。

それでは次にですね、予算書の65ページ、農林水産業費の中の、3目.農業振興費、この中の負担金補助及び交付金の中で、圃場・醸造施設整備補助金ということで、今回350万円減額されておりますけれども、平成29年度に実施された、この実施内容についてご説明願います。

○議長(横関一雄)鹿内産業課長。

〇**産業課長(鹿内力三)**圃場・醸造施設整備補助金でございますが、本年度この補助金は2件交付してお ります。圃場整備で1件、醸造施設で1件の合計231万円の補助をしております。当初予算では、既存のワ イナリー、今後参入を募集していく新規のワイナリーを含め、圃場整備を103分600万円、醸造施設を2件 で400万円を見積もっていたところでございます。ワイナリー事業者から補助金の申請を受付けたところ、 3件で581万円の補助申請を受けておりましたが、本年3月にそのうち外国から調達する設備導入を予定し ていたものが年度内には納入ができないということが明らかになったため、今回の予算の減額350万円とな ったものでございます。なお、同事業は30年度に改めて補助の申請を受けております。また、この補助金 は国からの地方創生推進交付金1000万円を活用して実施しているもので、町が補助する額の2分の1を充 てております。交付金はワインツーリズム振興事業、具体的には、圃場・醸造施設整備事業、ワイナリー 事業開拓事業などを合わせて交付を受けているもので、今回の補助事業減額については、他の事業に充て ることとなります。このため、最終的に交付金は950万4000円となっております。圃場・醸造施設への補助 は新たなワイナリーを開拓するため、算入したワイナリー支援するために必要な事業でございますので、 今後も参入を考えている方にも積極的に周知してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長(横関一雄)他に、ございませんか。7番・水田議員。

○7番(水田 正)7番・水田です。

それではちょっと確認したいんですけれども、まず14ページの自動車の交付なんですけれども、3月30 日に、これは専決をやっていると思うんですけれども、それから数箇月しか経っておりませんけれども、 今回補正で345万1000円と当初の予算額は600万円ぐらいの中で、この時期に340万円余りの補正を組むとい うことは、最終的な交付額は何月頃に最終的に決定してこられるのかどうか、その辺をちょっとお聞きし たいと思います。

○議長(横関一雄) 暫時休憩します。

休 憩 午前11時30分

#### 再開 午前11時32分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前の水田議員の質疑に対する答弁が残っておりますので、これを求めます。渡辺財政課長。

- 〇財政課長(渡辺吉洋)自動車取得税交付金につきましては、市町村への交付につきましては、交付時期 が毎年度8月、12月及び3月となっております。今回3月に交付されましたので、それをもって補正をし たところでございます。
- ○議長(横関一雄) 7番・水田議員。
- ○7番(水田 正)3月の末頃に、最終的に交付されるということで、3月のときには無理かなというよ うなことがわかりました。

それでですね、私は全体的に見て4800万円ほど補正を組んでいますよね。そうして、3月末にも当然組 んでいると思うんですけれども、そういった中では非常に補正額がちょっと多いかなという気もするんで すけれども。

もう一つお伺いしたいのはですね、60ページのですね、衛生費の中でですね、ごみ処理場の修繕費が出 ておりますけれども、これが100万円ぐらい出ていますよね、これあたりはですね、いつ頃これは修繕して 最終的に終了したというのは 3 月以降だと思うんですけれども、その内容についてちょっとご説明願いたいと思います。

- ○議長(横関一雄)川北住民課長。
- **○住民課長(川北 享)**ごみ処理場の関係なんですけれども、最終の修繕が終わったのが3月のぎりぎりということで、それにつきましては、12月以降に薬品配管の取替修理が必要ということで、腐食だとかがおきまして、そのままではちょっと年度内は持たないということで、1月以降修繕をいたしまして、3月ぎりぎりに修理が完了したものであります。その部分で不要となった部分の減額を行っております。
- ○議長(横関一雄) 7番・水田議員。
- ○7番(水田 正)それでは、今回の修繕というのは、突発的に出たようなことなんでしょうか。
- ○議長(横関一雄)川北住民課長。
- **○住民課長(川北 享)** 当初予算でも見ております。それで状況を見ていまして、年度内は大丈夫かなということでしたけれども、12月以降にやはり修繕の必要があるということで行なっております。
- ○議長(横関一雄)他に、ございませんか。3番・住吉議員。
- ○3番(住吉英子)3番・住吉。 42ページの公共交通調査事業費231万8000円の減額についてお聞きしたいと思います。
- ○議長(横関一雄)嶋井企画課長。
- 〇企画課長(嶋井康夫)公共交通の事業費の部分のお話ですけれども、こちらの方はですね、全体として当初720万円ほど予算を持っていました。その段階では、この事業を進める中で、後から国の方からの補助金等が入ってくるのですが、その分は入ってきたときに清算というか、それで町の単費の分を残していくというような感じで考えていましたので、最初の段階では、かかる経費全部を予算組みの中に入れていました。その後実際に平成29年度に行った事業の分で488万5000円という範囲内で収まったということで、国から下りてきて後から来た補助金分と最初のいろんな事業をやる段階での委託の入札見積りというような部分で、値段が落ちた分の合計の分として、これを最終的に減額しているということでございます。
- ○議長(横関一雄)他に、ありませんか。8番・上村議員。
- ○8番(上村智恵子)8番・上村。

74ページの高等学校生徒の通学費等補助金なんですけれども、予定していた生徒が申し込みをしなかったから余ったのか中身をお知らせください。

- 〇議長(横関一雄)岩井教育次長。
- ○教育次長(岩井秋男)高校通学費の補助金の関係でございますけれども、こちらの方はですね、昨年の第2回定例会で補正した分でございまして、こちらの方ですね、当初の計画では、まだ人数の把握を行っていませんでしたので、想定人数を80名、金額が年間5万円かかるということで予算計上してございましたけれども、実際には補助を受けた方は60名で、平均4万円ぐらいに収まったということで、今回差額分を減額するものでございます。
- ○議長(横関一雄) 7番・水田議員。
- ○7番(水田 正)今ので、ちょっとお聞きしたいことがあるんですけれども、只今の住吉議員の方から、質問があった件なんですけれども、これは220万円ほどこれを減額されていますよね。それが、当初の計画の時にはですね、補助金が来るという部分を計算しないで見積りを立てたというようなことの説明ではな

いんですか。これはどういうことなんでしょうか、これは。

○議長(横関一雄)嶋井企画課長。

○企画課長(嶋井康夫)今のご質問なんですけれども、当初29年度に行う事業で計画していたものの中で、実際にやっていく段階で積上げていくということになるんですが、国の補助の対象分等、そういうようなところでですね、実際にやっていた事業としては、今回659万円ほどの事業全体としてはそういう事業費になるという計算で、720万円ですけれども、そういう事業の中で国の補助の額、それをこちらとしては、最初の段階は入れない状態で考えていたんです。議員仰せのとおり、そのような形だったというふうに押さえております。今回、その分の国からの補助の分が148万7000円、後から国庫補助として入ってきたということで、その辺が、実際には、当初の予算から余ってくる。また、実際の利用者さんからの収入、そういうような部分の運賃収入、そういうような部分でもトータルでいくと23万円近くが、9月と12月の試験運行のときに入ってきているというような部分で、その辺の部分はっきりした数字がちょっとつかめていなかった分というか、変動があるということでですね、後からという形をとらせて貰ったということで、こちらの方はやっております。

○議長(横関一雄)7番・水田議員。

○7番(水田 正)利用者の運賃についての収入については、それは当然増減があると思うんですけれども、この補助金の関係はですね、これは当初からこういう事業やることによって、補助金の金額というのは大体の計算はできるんでないかと思うんですけれども、それが当初の金額の中には入れてなかったというような事であればね、その辺は、どういうことでそれを入れなかったのか、その辺どうなんでしょうか。

○議長(横関一雄)嶋井企画課長。

○企画課長(嶋井康夫) すいません。

ここがはっきりしないという部分、今も言ったんですけれども、1番大きなところとしては、今回この補助金が入ってきたのが、平成30年の4月に入ってからということで、平成29年度の事業に対して最終的な実績の報告で、平成30年に入ってくるということで、この148万7000円が3月中に入っていないと実際のバスの運営ができないだとか、いろんなものに係る経費が足りない状態になってしまうので、それで最初は全部町の方で見ておいて、後から入ってきた分を減額するという形でございます。

○議長(横関一雄)他に、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専 決第2号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)『ご異議なし』と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専

### 日程第7 承認第2号 専決処分事項承認について

平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)について

〇議長(横関一雄)日程第7、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町国民 健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)承認第2号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同 法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成30年5月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。 記といたしまして、平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)となって ございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月30日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)。平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ145万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6006万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年3月30日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)渡辺財政課長。

〇財政課長(渡辺吉洋)承認第2号、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましても、平成30年3月30日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から7款. 諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計145万2000円を減額し、補正後の歳入合計額を2億6006万4000円とするものでございます。

次に 2 ページ、歳出でございます。 1 款. 総務費から 6 款. 予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計145万2000円を減額し、補正後の歳出合計額を 2 億6006万4000円とするものでございます。

次に、3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から7款. 諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出でございます。1款.総務費から6款.予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金は156万6000円の減、

その他財源は231万4000円の減、一般財源が242万8000円の増となってございます。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款.1項.国民健康保険税、1目.一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みにより596万5000円の追加、2目.退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入見込みにより7万4000円を減額するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。2款.国庫支出金、1項.国庫補助金、1目.総務費国庫補助金に つきましては156万6000円の減額でございます。

次に、7ページになります。3款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料につきましては、収入見込みにより5000円の減額でございます。

次に、8ページをお開き願います。5款、繰入金、1項、一般会計繰入金、2目、一般会計繰入金につきましては2万4000円の追加、基金繰入金につきましては、繰り入れを行わなかったため455万4000円を減額し廃項としております。

次に、9ページをお開き願います。7款.諸収入、1項.延滞加算金及び過料、1目.延滞金につきましては、収入実績により106万7000円の追加、預金利子につきましては収入がなかったため1000円を減額し廃項としております。3 項. 雑入、1目.雑入につきましては1000円の追加でございます。4 項.受託事業収入、1目、特定健康診査等受託料につきましては230万9000円の減額でございます。

続きまして、11ページをお開き願います。歳出でございます。1款.総務費、1項.総務管理費、1目. 一般管理費につきましては、執行残596万4000円の減額でございます。

次に12ページ、2項. 徴税費、1目. 賦課徴収費につきましては、財源内訳の変更でございます。3項. 1目. 審議会費につきましては執行残2万7000円の減額でございます。

13ページをお開き願います。2款、保健施設費、1項、1目、特定健康診査等事業費につきましては、特定健診等の委託料の執行残230万7000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。公債費につきましては、一時借入金がなかったため2万5000円全額を減額し、廃款とするものでございます。

次に、15ページになります。4款. 諸支出金、1項. 償還金及び還付加算金、1目. 一般被保険者保険税還付金につきましては、執行残37万7000円を減額するものでございます。退職被保険者等保険税還付金、一般被保険者償還金、退職被保険者等償還金につきましては、支出がなかったため廃目としております。

次に、16ページをお開き願います。5款.1項.1目.基金積立金につきましては738万円を追加するものでございます。17ページをお開き願います。予備費につきましては執行がなかったため10万円を減額し廃款としております。19ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。2番・嶋田議員。

○2番(嶋田 茂)13ページの特定健康診査等事業費の減額で230万7000円となっております。町としては健康でいる人たちがたくさんいるとありがたいと思うんですが、診断状況というか健康診断を受ける状況というのを、昨年、一昨年とちょっと聞いたこともあるんですが、増えているのか、減っているのか、その辺をお聞かせ下さい。

○議長(横関一雄)岩佐ほけん課長。

〇ほけん課長(岩佐弘樹)傾向としては、横ばい傾向でございます。今回の減額の要因といたしましては、 当初計画はやはりちょっと目標を持って207人という形で見ておったんですけれども、実績として短期人間 ドックの方は134名、それから特定健診の方は当初計画325人に対して実績171人と少なかったことにより、 今回の減額となったものでございますけれども、受診者数そのものとしては、横ばい傾向ということで、 これから増やしていかなければいけないというのは重々承知しているところでございます。以上でござい ます。

- ○議長(横関一雄)2番・嶋田議員。
- ○2番(嶋田 茂) そういう横ばい状態ということで、今後せっかく町がやってくれる事に対して、町民 にやはり答えてもらえるような、そういう政策を打っていっていただきたいと思います。以上です。
- ○議長(横関一雄)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎)嶋田議員おっしゃるとおりですね、今後も1人でも多くの方々にですね、検診を受けていただき、嶋田議員おっしゃるとおり、より健康的な地域住民が増える施策をですね、今後展開してまいりたいなというふうに考えている次第でございます。
- ○議長(横関一雄)他に、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時56分

### 再 開 午前11時57分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

### 日程第8 承認第3号 専決処分事項の承認について

平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)について

○議長(横関一雄)日程第8、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町簡易 水道事業特別会計補正予算(専決第1号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

### ○町長(佐藤聖一郎)承認第3号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同 法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。平成30年5月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。 記といたしまして、平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)となってござ います。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算。 本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明 らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月30 日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)。 平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。歳 入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ656万9000円を減額し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ2億6343万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区 分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年3月30 日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し申し上げます。

### ○議長(横関一雄)渡辺財政課長。

〇財政課長(渡辺吉洋)承認第3号 平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)について ご説明申し上げます。本補正予算につきましても、平成30年3月30日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款.使用料及び手数料、3款.繰入金、5款.諸収入を補正いたしまして、歳入の合計額から補正額の合計656万9000円を減額し、補正後の歳入合計額を2億6343万円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。1款.総務費、3款.公債費、4款.予備費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額合計656万9000円を減額し、補正後の歳出合計額を2億6343万円とするものでございます。

次に、3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款. 使用料及び手数料から6款. 町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページになります。歳出でございます。1款.総務費から4款.予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源656万9000円の減となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款.使用料及び手数料、1項.1目. 使用料につきましては、収入見込みにより250万1000円の追加、2項.1目.手数料につきましても、収入 見込みにより17万2000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。3款.繰入金、1項.1目.一般会計繰入金につきましては、歳入の増及 び歳出の減により924万円の減額でございます。

7ページをお開き願います。5款.諸収入、延滞加算金及び過料につきましては収入がなかったため1000

円を減額し廃項としております。預金利子につきましても収入がなかったため1000円を減額し廃項として おります。

続きまして、9ページをお開き願います。歳出でございます。1款.総務費、1項.総務管理費、1目. 一般管理費につきましては、職員手当等すべて執行残で52万6000円の減額でございます。2目.維持管理費につきましても、水道施設維持作業賃金をはじめとしてすべて執行残で572万円の減額でございます。

次に、12ページをお開き願います。3 款. 1 項. 公債費、2 目. 利子につきましては、長期債償還利子が執行残、一時借入金につきましては、借り入れがありませんでしたので、合わせて22万3000円の減額でございます。

次に、13ページをお開き願います。予備費につきましては、執行がなかったため10万円を減額し廃款としております。15ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)』は、承認することに決定しました。

### 日程第9 承認第4号 専決処分事項の承認について

平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)について

○議長(横関一雄)日程第9、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町後期 高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 承認第4号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同 法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。平成30年5月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。 記といたしまして、平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)となってご ざいます。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。

本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月30日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)。 平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万3000円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ6724万3000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該 区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年3月 30日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろ しくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)渡辺財政課長。

〇財政課長(渡辺吉洋)承認第4号、平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましても、平成30年3月30日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款.後期高齢者医療保険料から5款.諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計36万3000円を減額し、補正後の歳入合計額を6724万3000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款.総務費から4款.予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額合計36万3000円を減額し、補正後の歳出合計額を6724万3000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款.後期高齢者医療保険料から5款. 諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出でございます。1 款.総務費から4 款.予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が36万3000円の減となってございます。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1 款、1 項、後期高齢者医療保険料、1 目、特別徴収保険料 4 万9000円の減額、2 目、普通徴収保険料18万1000円の減額につきましては、それぞれ収入見込みによるものでございます。

次に、6ページをお開き願います。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては9万9000円の減額でございます。

7ページをお開き願います。諸収入につきましては、延滞金、加算金及び過料、償還金及び還付加算金、 預金利子、雑入につきましてはそれぞれ収入がありませんでしたので、廃款としております。

続きまして、9ページをお開き願います。歳出でございます。1 款.総務費、1 項.総務管理費、1 目.一般管理費につきましては、執行残6 万3000円の減額、2 項.1 目.徴収費につきましても執行残7000円の減額でございます。

次に、10ページをお開き願います。2 款. 1 項. 1 目.後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額の確定により21万3000円の減額でございます。

次に、11ページをお開き願います。諸支出金につきましては償還金及び還付加算金、保険料還付金がありませんでしたので3万円を減額し廃款としております。

次に、12ページをお開き願います。予備費につきましても執行がなかったので5万円を減額し、廃款と しております。以上で説明終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)』は、承認することに決定しました。

### 日程第10 承認第5号 専決処分事項の承認について

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について(専決第1号)について

〇議長(横関一雄)日程第10、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について(専決第1号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)承認第5号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同 法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。平成30年5月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。 記といたしまして、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について(専決第1号)となってございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について(専決第1号)。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について(専決第1号)。仁木町税条例(昭和29年仁木町条例第9号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成30年3月31日 専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)渡辺財政課長。

〇財政課長(渡辺吉洋)承認第5号、仁木町税条例の一部を改正する条例について(専決第1号)について、ご説明申し上げます。平成30年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律等については、本年3月31日に公布されました。このことに伴い、仁木町税条例におきましても改正する必要が生じました。今回の条例改正につきましては、地方税法の改正に伴う施行期日が本年4月1日からの施行となっており、施行日までに議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであること、更に直接町民に与える影響が少ないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分により条例改正を行ったものでございます。主な改正内容といたしましては、平成30年度評価替えに際し、固定資産税等の負担調整措置について、現行の仕組みを3年延長すること、固定資産税等の特例措置として、新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長すること。バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置を創設、津波避難施設に係る課税標準の特例措置について対象施設等を追加した上、3年延長することでございます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明を行います。新旧対照表の1ページをお開き願います。右側が改正前で左側が改正後となっております。第20条につきましては、年あたりの割合の基準となる日数の規定で、地方税法の改正に伴う条ずれ及び文言の整理でございます。第24条につきましては個人の町民税の非課税の範囲の規定で文言の整理でございます。第31条が均等割の税率の規定で文言の整理でございます。

2ページをお開き願います。第36条の2につきましては、町民税の申告の規定で第2項及び第4項から 第9項につきましても法の改正に伴う条ずれ及び文言の整理でございます。

3ページをお開き願います。第47条の3は、特別徴収義務者の規定であり、文言の整理でございます。 第47条の5は年金所得に係る仮特別徴収税額等の規定であり、第1項から第3項まで文言の整理でござい ます。

4ページをお開き願います。第48条につきましては、法人町民税の申告納付の規定で第2項、第3項につきましては、内国法人が、租税特別措置法の規定による適用を受ける場合の控除についての規定が追加されています。第48条第4項から、5ページの第9項までは、法の改正に伴う条ずれの改正でございます。

6ページをお開き願います。第52条につきましては法人町民税にかかる納期限の延長の場合の延滞金の規定で、第1項につきましては文言の整理でございます。第52条第2項につきましては第48条第7項について、第52条第3項につきましては、第50条第4項について、第1項の延滞金額の準用について追加したものでございます。

7ページをお開き願います。第52条第4項につきましては、文言の整理でございます。第52条第5項につきましては、第48条第7項について、第52条第6項につきましては、第50条第4項について、第4項の延滞金額の準用について追加したものでございます。

8ページをお開き願います。附則第 3 条の 2 は、延滞金の割合等の特例の規定であり、第 1 項、第 2 項及び附則の第 4 条につきましては、法の改正に伴う条ずれ及び文言の整理でございます。

次に、9ページをお開き願います。第10条の2は、第1項から10ページの第26項につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について定めているものでございます。第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の規定で、第3項から、

12ページの第11項までは、法の改正に伴う条ずれの改正でございます。

次に、13ページをお開き願います。第12項につきましては、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減免措置の創設に係る申告の規定でございます。第11条は土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の規定で、文言及び年度の改正でございます。

14ページをお開き願います。第11条の2は、平成31年度または平成32年度における土地の価格の特例の規定で、第1項及び第2項において年度の改正でございます。第12条は宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定で、第1号から第5項まで年度の改正でございます。

16ページをお開き願います。第12条の3は、用途変更、宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する 固定資産税に関する法の適用除外の規定で、これも年度の改正でございます。第13条は農地に対して課す る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定で、年度の改正でございます。第 15条は特別土地保有税の課税の特例の規定で、第1項は年度の改正第2項は2年の改正でございます。附 則についてですが、第1条は施行期日を定めたもので、平成30年4月から施行するものでございます。第 2条は固定資産税に関する経過措置を定めたものでございます。以上で仁木町税条例の一部を改正する条 例の説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について(専決第1号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について(専決第1号)』は、承認することに決定しました。

### 日程第11 議案第1号

### 財産(動産)の取得について

- ○議長(横関一雄)日程第11、議案第1号『財産(動産)の取得について』を議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎)議案第1号でございます。

財産(動産)の取得について。下記の物品を次のとおり買入れしたいので、地方自治法(昭和22年法律

第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年仁木町条例第11号)第3条の規定により、議会の議決を求める。平成30年5月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、物品名は、除雪専用車(7〜級4×4専用型、Vプラウ付、路面整正装置付)でございます。購入の相手方は、小樽市塩谷2丁目1番6号、UDトラックス北海道株式会社小樽支店 支店長 佐野裕信でございます。購入金額は、3013万2000円うち消費税及び地方消費税分は223万2000円となっております。納期は、平成31年3月29日となってございます。

詳細につきましては可児建設課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)可児建設課長。

○建設課長(可児卓倫)議案第1号、財産(動産)の取得について、ご説明申し上げます。町の条例により動産の買入れにつきましては、予定価格が1000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、除雪専用車の予定価格は3373万9200円でありましたので、今臨時会に上程してございます。この度の購入は、平成8年度に購入した除雪ダンプの老朽化に伴う更新でございます。除雪専用車の仕様につきましては、7~級専用車、除雪幅2.8m以上で除雪高50cm以上のVプラウ付路面整正装置付でございます。お手元の入札結果一覧表、1ページをお開き願います。指名業者につきましては、物品購入の競争入札参加者資格審査申請書を受理した業者のうち、取扱品目に除雪車もしくはトラック又は特殊車両がある業者を選別し、購入予定機種の取り扱いが可能との回答をいただいた業者が、北海道日野自動車株式会社小樽支店、及びUDトラックス北海道株式会社小樽支店の2社のみであったことから、指名はこの2社とし、5月21日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、UDトラックス北海道株式会社小樽支店が落札しております。落札金額につきましては2790万円でありまして、この金額は入札書比較価格3124万円に対し89.3%の額となってございます。なお、消費税を含む契約金額につきましては3013万2000円で、納期につきましては、平成31年3月29日まででございます。

次に、2ページをお開き願います。参考資料として上段に、除雪専用車の仕様を記載しております。また、下段の写真は除雪専用車の全景イメージでございます。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。4番・野崎議員。

○4番(野崎明廣)4番・野崎です。

この除雪専用車購入ということで、入札結果が出されているんですけれども、入札業者が2社のみということで、また入札の予定価格という算定方法はどのようにされているのかお伺いしたいと思います。

○議長(横関一雄)可児建設課長。

**○建設課長(可児卓倫)**先ほどとちょっと、幾分重複する部分ございますが、2社につきましては、実際指名願が出てきている中で、取扱業者さんを選定して、確認した後2社が取扱っているということで、指名選考委員会に諮りまして、決定して入札したものでございます。また、予定価格につきましては、こちらの当該2社からですね、入札前に見積もりという形で参考見積もりをいただきまして、その最低価格の札をもちましてですね、予定価格と言う形で選定しております。以上です。

○議長(横関一雄) 4番・野崎議員。

○4番(野崎明廣)説明をいただきました。実際に業者から先に見積もりをいただいて、それから入札と

いうことになっているという話ですけれども、他のところからも、本来であれば、入札業者よりも、他の ところから見積もりというものが取れないものなのかどうか、その辺、お伺いしたいと思います。

- ○議長(横関一雄)可児建設課長。
- ○建設課長(可児卓倫) こちらはですね、あくまでも取り扱い業者でなければですね、当然見積もりも出せない、または入札に参加できないという形の中でですね、この2社で限定となってしまったというものでございます。
- ○議長(横関一雄) 4番・野崎議員。
- ○4番(野崎明廣) 2社ということで、その他にまだ業者としては選定ということで、2社しかいないということで、その他にまだ、取り扱うところが本当にないのかどうか。お伺いしたいと思います。
- ○議長(横関一雄)可児建設課長。
- ○建設課長(可児卓倫) 只今のご質問でありますが、こちらでもですね、入札価格審査申請書を受理した業者の中から、確認等をしまして、実際に除雪車等という取り扱い品目がございますので、それでですね、こちらの方でご連絡等をした中で、うちの今回の使用 7 ½除雪トラックの仕様に見合う分を取り扱いできるかという部分でできるという回答をいただいたのがこの 2 社という形で、見積りにつきましてもそうですし、当日入札に参加していただいたという状態でございます。以上です。
- ○議長(横関一雄)他に、ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『財産(動産)の取得について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『財産(動産)の取得について』は、原案のとおり可決されました。

### 日程第12 議案第2号

財産(動産)の取得について

- 〇議長(横関一雄)日程第12、議案第2号『財産(動産)の取得について』を議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎)議案第2号でございます。

財産(動産)の取得について、下記の物品を次のとおり買入れしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年仁木町条例第11号)第3条の規定により、議会の議決を求める。平成30年5月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、物品名は、学校給食配送車(総排気量3点クラス、最大積載量1.2~、荷台コンテナ架装)となってございます。取得台数は2台でございます。購入の相手方は、小樽市長橋4丁目

6番6号、札幌トヨタ自動車株式会社小樽支店 支店長 澤木秀治でございます。購入金額は、1118万2474 円うち消費税及び地方消費税分は82万5674円となっております。納期は平成31年1月15日でございます。 詳細につきましては、岩井教育次長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろ

〇議長(横関一雄)岩井教育次長。

しくお願い申し上げます。

○教育次長(岩井秋男)議案第2号、財産(動産)の取得について、ご説明申し上げます。町の条例により、財産(動産)の買入れにつきましては、予定価格が1000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、学校給食配送車2台の予定価格は1299万5880円でありましたので、今臨時会に上程しているものでございます。学校給食配送車は、仁木町内の小・中学校及び赤井川村内の小・中学校にそれぞれ1台で学校給食の配送を行っており、この度の購入は、平成16年3月及び平成16年9月に購入した給食配送車について、購入後14年が経過し車体及び荷台が老朽化していることから更新するものでございます。購入台数は2台で、主な仕様といたしましては、総排気量は3次クラス、最大積載量が1.2℃、荷台はコンテナ架装でございます。

お手元の入札結果一覧表、1ページをご覧いただきたいと思います。指名業者につきましては、物品の競争入札参加資格申請書を受理し、取扱品目に1.2トラックを取り扱っている業者が2社しかなく、この2社により5月21日に入札を執行いたしました。入札の結果につきましては1回目の入札におきまして、札幌トヨタ自動車株式会社小樽支店が落札しております。落札金額につきましては1035万6800円であり、この金額は入札書比較価格1203万5880円に対し86.05%の額となっております。消費税を含む契約金額につきましては1118万2474円で、納期につきましては平成31年1月15日まででございます。

次に、2ページをお開きください。参考資料といたしまして、左側に学校給食配当車の仕様書を記載してございます。また、右側には、学校給食配送車のイメージ図を掲載してございます。なお、今回は学校給食配送車2台を購入いたしますが、このうち1台につきましては、赤井川村の小中学校への給食の配送に使用いたしますことから、1台分の購入費用につきましては赤井川村が負担することとなってございます。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。 これから、議案第2号『財産(動産)の取得について』を採決します。 お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『財産(動産)の取得について』は、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第3号

### 仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

〇議長(横関一雄)日程第13、議案第3号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)議案第3号でございます。

仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第7項の規定により準用する同法第6条第1項の規定により、仁木町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。平成30年5月24日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、嶋井企画課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろ しくお願い申し上げます。

- ○議長(横関一雄)嶋井企画課長。
- 〇企画課長(嶋井康夫)議案第3号、仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明申し上げます。

今回の計画変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づき策定しております、仁木町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度から平成32年度まで)において、先ほど、議案の第2号でもありましたけれども、車両の老朽化に伴う学校給食配送車の購入事業の追加及び中古住宅購入と既存の教職員住宅の活用により、銀山小学校の校長・教頭先生方の教職員住宅の建設というのを最初に入れていたんですけれども、これを削るというものでございます。この件については北海道とも話をしておりまして、軽微な変更とはならないということで、あらかじめ知事との協議を行った後、計画変更に係る町議会での議決を得る必要がある旨の指摘がございまして、今般、5月21日付けで知事との協議が整いましたので、今臨時会に、議案を上程したものでございます。

それでは、議案の中、2ページめくっていただいて、対照表により説明したいと思いますので、対照表をお開き願います。右側が変更前、左側が変更後でございます。右側の事業名欄の「教職員住宅」を左側のとおり、「給食施設」といたしまして、また、右側の事業内容欄の「銀山小教職員住宅2棟2戸木造平屋建」というものを左側のとおり「学校給食配送車購入事業」とするものでございます。説明は以上です。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。7番・水田議員。

- ○7番(水田 正)事業変更はやむを得ないだろうと思いますけれども、これは、銀山小の教職員住宅はどういう形になるのか、その辺の検討はしておられるのかちょっと説明してもらいたいと思います。
- 〇議長(横関一雄)岩井教育次長。
- ○教育次長(岩井秋男)銀山小学校の校長・教頭住宅の関係でございますけれども、昨年度に校長住宅につきましては民間住宅を1戸買取りしまして、それを校長住宅として活用してございます。教頭住宅につきましては、現在、教職員住宅の方に入居してございまして、この期間内では教頭住宅の建設は考えてございませんので、今回計画から落としたということでございます。
- ○議長(横関一雄)他に、質疑ございませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について』は、原案のとおり可決 されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 0時40分

### 再開 午後 0時41分

- ○議長(横関一雄)休憩前に、引き続き会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。 佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎)横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成30年第1回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議の下、ご可決ご承認賜り衷心より感謝と御礼を申し上げます。

毎年この時期を迎えますと、後志総合開発期成会によります要望活動が始動します。一昨日は横関議長と共に北海道新幹線建設促進後志小樽期成会並びに北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会の総会を経た後、それぞれの部会に属し、小樽開発建設部と後志総合振興局に対しまして要望を行ってまいりました。明日は北海道開発局に赴き、来週からは上京し、関係省庁や国会議員に対しまして要望活動を行ってまいります。要望内容につきましては、従前から要望しております北海道新幹線及び北海道横断自動車道整備促進による地域の発展と経済効果に関する効果に関する提言や要望はもちろんのこと、後志管内各地域が抱える諸課題に対しての要望であります。

皆さんご承知のとおり、今後志地域は国内外から年間2260万人の観光客が訪れ、滞在し交流する北海道を代表する国際色豊かな観光地になっております。また来年には、日本で開く主要20か国、G20閣僚会合の観光分野の会議が倶知安町で開催されることが決まりました。この流れを止めることなくはずみにし、観光を切り口に地域の社会基盤整備を進めることも方策として捉え、将来の後志地域が発展とともに、地域住民の暮らしの向上につながっていくことを切に願うものであります。

結びにあたり、来月には各地域の行事や定例会も控えております。今後におきましても、町に対しまして、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、本臨時会の閉会にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長(横関一雄)お諮りします。本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これに、ご異議ありませ

んか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第1回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午後 0時44分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

## 平成30年第1回仁木町議会臨時会議決結果表

## 会 期 平成30年5月24日(1日間) (開会~午前10時30分/閉会~午後0時44分)

議 案 号	議件名	議決年月日	議決結果
承 認 第1号	専決処分事項の承認について 平成29年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)	H30. 5.24	承認可決
承 認 第2号	専決処分事項の承認について 平成29年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)	Н30. 5.24	承認可決
承 認 第3号	専決処分事項の承認について 平成29年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)	H30. 5.24	承認可決
承 認 第4号	専決処分事項の承認について 平成29年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)	H30. 5.24	承認可決
承 認 第5号	専決処分事項の承認について 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について(専決第1号)	H30. 5.24	承認可決
議 案 第1号	財産(動産)の取得について	H30. 5.24	原案可決
議 第2号	財産(動産)の取得について	H30. 5.24	原案可決
議 案 第 3 号	仁木町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	H30. 5.24	原案可決